

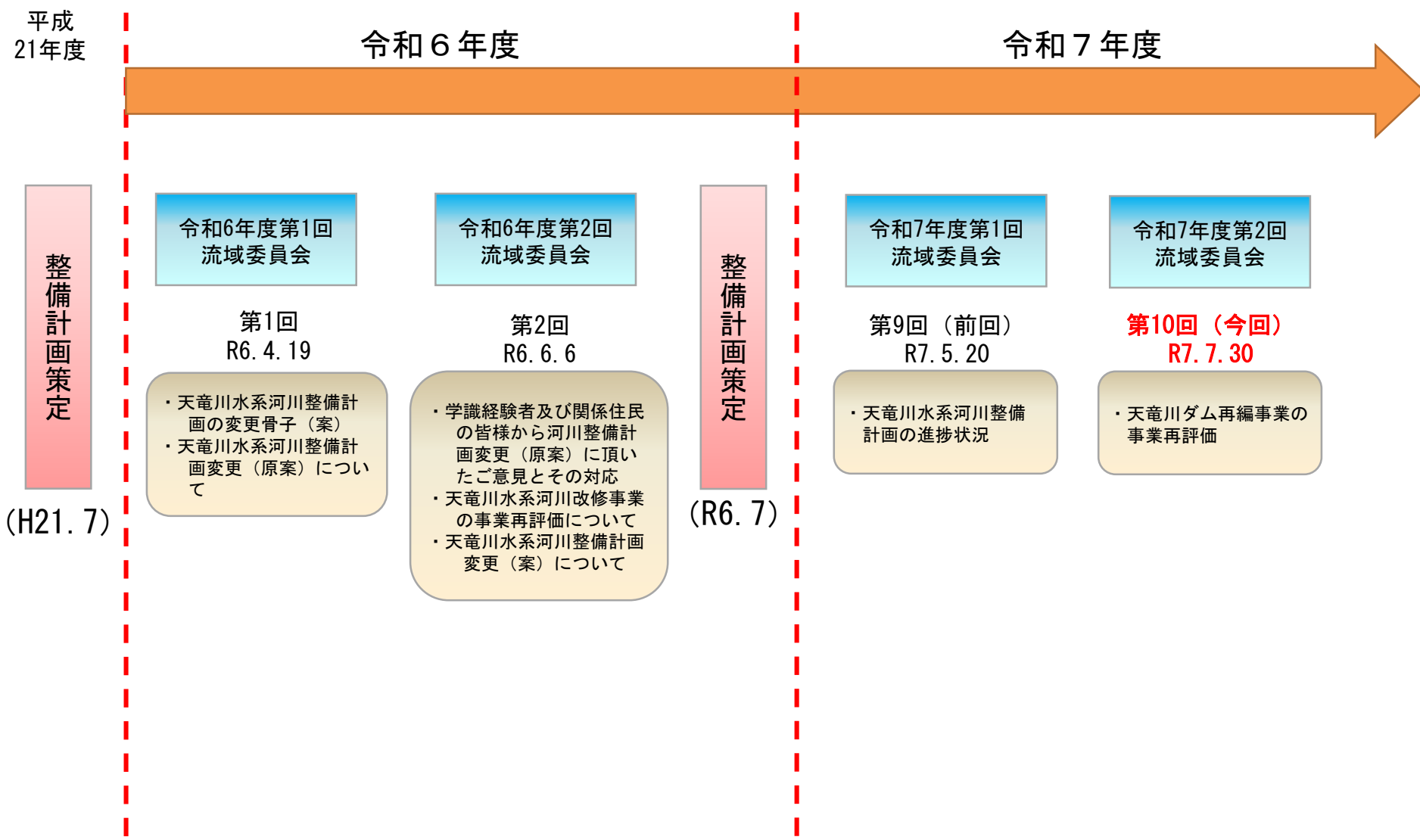
天竜川水系流域委員会の役割

令和7年7月30日

国土交通省 中部地方整備局
天竜川ダム再編工事事務所

天竜川水系流域委員会の運営について

- ・流域委員会の開催は原則毎年開催予定（進捗状況と点検）
- ・事業の再評価の審議は、5年に1度の審議、事後評価の審議は、完了後5年以内の審議
- ・その他には、現場視察、トピックス等を報告



流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

事業評価の実施について（国土交通省管公共事業の再評価実施要領 第6の6 抜粋）

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

天竜川水系流域委員会での事業評価の審議について（天竜川水系流域委員会 規約第2条第3項）

流域委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価および再評価の対応方針（原案）、事後評価の対応方針（案）について審議を行う。

再評価の視点（国土交通省管公共事業の再評価実施要領 第5の3 抜粋）

- 1) 事業の必要性等に関する視点
 - (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (2) 事業の投資効果
 - (3) 事業の進捗状況
- 2) 事業の進捗の見込みの視点
- 3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

↓
対応方針(案)の報告

審議結果の報告（河川及びダム事業の再評価実施要領細目 第6 抜粋）

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

事業評価の流れ

R7.5.20

流域委員会

河川整備計画の点検
(天竜川ダム再編事業)

R7.7.28

ダム事業費等監理委員会

事業費・工期の精査
(天竜川ダム再編事業)

今回
R7.7.30

流域委員会
事業再評価
対応方針(原案)の審議

R7.8.5（予定）

事業評価監視委員会
対応方針(案)の報告

対応方針決定

報告

中部地方整備局

提出

国土交通省